

12月16日本会議再開（第5日目）

1. 出席議員 13名
- | | | | |
|------|----------|------|-----------|
| 1番議員 | 小宮山 定彦 君 | 9番議員 | 朝 倉 国勝 君 |
| 2 〃 | 大 森 茂彦 君 | 10 〃 | 滝 沢 幸映 君 |
| 3 〃 | 山 城 峻一 君 | 11 〃 | 吉 川 まゆみ 君 |
| 4 〃 | 祢 津 明子 君 | 12 〃 | 西 沢 悦子 君 |
| 6 〃 | 大日向 進也 君 | 13 〃 | 塩野入 猛 君 |
| 7 〃 | 玉 川 清史 君 | 14 〃 | 中 嶋 登 君 |
| 8 〃 | 栗 田 隆 君 | | |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | |
|-----------------|----------|
| 町 長 | 山 村 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮 崎 義也 君 |
| 教 育 長 | 清 水 守 君 |
| 会 計 管 理 者 | 大 井 裕 君 |
| 総 務 課 長 | 臼 井 洋一 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 伊 達 博巳 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 竹 内 禎夫 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 堀 内 弘達 君 |
| 商 工 農 林 課 長 | 竹 内 祐一 君 |
| 建 設 課 長 | 関 貞巳 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 長 崎 麻子 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 鳴 海 聡子 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 清 水 智成 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 瀬 下 幸二 君 |
| 総 務 係 長 | 宮 嶋 和博 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | |
| 財 政 係 長 | 宮 下 佑耶 君 |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | |
| 企 画 調 整 係 長 | 竹 内 優子 君 |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 細 田 美香 君 |
| 子 ども 支 援 室 長 | |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北 村 一朗 君 |
| 議 会 書 記 | 柳 澤 ひろみ 君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

- 第 1 請願・陳情について
- 第 2 議案第 4 9 号 上田地域広域連合規約の変更について
- 第 3 議案第 5 0 号 東北信市町村交通災害共済事務組合規約の変更について
- 第 4 議案第 5 1 号 坂城町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 第 5 議案第 5 2 号 坂城町情報公開条例の制定について
- 第 6 議案第 5 3 号 坂城町情報公開及び個人情報保護審査会条例の制定について
- 第 7 議案第 5 4 号 坂城町職員の降給に関する条例の制定について
- 第 8 議案第 5 5 号 坂城町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 第 9 議案第 5 6 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 1 0 議案第 5 7 号 坂城町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 1 議案第 5 8 号 坂城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 2 議案第 5 9 号 坂城町議会議員及び坂城町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 3 議案第 6 0 号 坂城町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 第 1 4 議案第 6 1 号 坂城町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 5 議案第 6 2 号 坂城町体育館条例の一部を改正する条例について
- 第 1 6 議案第 6 3 号 令和 4 年度坂城町一般会計補正予算（第 6 号）について
- 第 1 7 議案第 6 4 号 令和 4 年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 1 8 議案第 6 5 号 令和 4 年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 追加第 1 発委第 4 号 インボイス制度の見直し、実施延期を求める意見書について
- 追加第 2 発委第 5 号 安全・安心の医療・介護実現のため、人員増と処遇改善を求める意見書について
- 追加第 3 発委第 6 号 畜産経営を継続するための対策を求める意見書について
- 追加第 4 閉会中の委員会継続審査申し出について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（小宮山君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前にカメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、お手元に追加議案の提出がありました。

お諮りいたします。ただいま提出された議案を日程に追加いたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(小宮山君) 異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

◎日程第1「請願・陳情について」

議長(小宮山君) 所管の常任委員会に審査を付託いたしました請願及び陳情について、委員長から審査結果の報告がなされております。

お手元に配付のとおりであります。

「請願第4号 消費税「適格請求書(インボイス)方式」の中止を求める請願書」

「質疑、討論なく(委員長報告賛成、電子採決、賛成多数により)趣旨採択」

「請願第5号 適格請求書等保存方式(インボイス制度)の見直し・延期を求める請願書」

「質疑、討論なく(委員長報告賛成、電子採決、賛成多数により)採択」

「陳情第1号 安全・安心の医療・介護の実現のため人員増と処遇改善を求める陳情」

「質疑、討論なく(委員長報告賛成、電子採決、全員賛成により)採択」

「陳情第2号 畜産経営を継続するための陳情」

「質疑、討論なく(委員長報告賛成、電子採決、賛成多数により)採択」

議長(小宮山君) 日程第2「議案第49号」以下日程に掲げた議案につきましては、全て去る12月5日の会議において、提案理由の説明を終えております。

◎日程第2「議案第49号 上田地域広域連合規約の変更について」

「質疑、討論なく(原案賛成、電子採決、全員賛成により)可決」

◎日程第3「議案第50号 東北信市町村交通災害共済事務組合規約の変更について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第4「議案第51号 坂城町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第5「議案第52号 坂城町情報公開条例の制定について」

議長（小宮山君） これより質疑に入ります。

2番（大森君） 先ほどは申し訳ございませんでした。第10条の点について、「実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を受け入れないことができる。」という点になっておりますが、これは明らかにしないということになっているんですが、これは永久に秘密になっていくということでしょうか。あるいは、30年後とか50年後には公開できるようになるのか。その点がどうなのかという点と、もう一つはこういう事例が何件あるかということは公表できるのかどうか。その2点についてお尋ねいたします。

総務係長（瀬下君） ご質問にお答えいたします。

まず1点目、公開の時期が永久か半永久かというところでございますけれども、こういった情報に関しましては、基本的には公開はしないとしております。

また、2点目、件数につきましても、特段公開については実施しないところであります。

2番（大森君） 公開しないのが基本ということでありましてけれども、これを私が聞いたのは、永久にそうなのかどうかということです。だから、例えば20年間は秘密にしておくけれども、それ以後は公開できるという点なのかどうか。そういう期限があるのかどうかという点です。

それと、これは秘密にするのが結局は実施機関がやるわけで、これのチェックは全然入らないわけですよね。議会も入らなければ町民のチェックも入らないということでは、ちょっと行き過ぎのような気もするんですけれども、この点についてちょっとお尋ねします。公開する期間というのはあるのかどうか。

総務係長（瀬下君） 再質問にお答えいたします。

まず、時期でございますけれども、基本的に何年という期限は設けておりませんで、基本的には永久に公開はいたさないといったところでございます。

また、チェックにつきましては、必要な場合につきましては、審査会等がございますので、そういったところ、基本的には行政機関でありますけれども、必要に応じて審査会等でチェックする部分もございます。

2番（大森君） それでは、審査会はどういうメンバーになるのでしょうか。

総務係長（瀬下君） ご質問にお答えいたします。

審査会のメンバーでございますけれども、町でお願いしております顧問弁護士、それから大

学教授等の有識者としているところでございます。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第6「議案第53号 坂城町情報公開及び個人情報保護審査会条例の制定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第7「議案第54号 坂城町職員の降給に関する条例の制定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第8「議案第55号 坂城町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第9「議案第56号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備
に関する条例の制定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第10「議案第57号 坂城町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例につい
て」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第11「議案第58号 坂城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第12「議案第59号 坂城町議会議員及び坂城町長の選挙における選挙運動の公費負
担に関する条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第13「議案第60号 坂城町印鑑条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第14「議案第61号 坂城町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税の特
例に関する条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第15「議案第62号 坂城町体育館条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第16「議案第63号 令和4年度坂城町一般会計補正予算（第6号）について」

議長（小宮山君） これより質疑に入ります。

6番（大日向君） 2点お願いいたします。ページ3ページ、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目9総務費国庫補助金の036地方創生臨時交付金、これは1億8千万円ほど当町に入ってきておりますが、この算出の根拠と、どのような事業に振り分けたのか、その説明をお願いいたします。

まち創生推進室長（清水君） 3ページ、款14、項2、目9総務費国庫補助金から地方創生臨時交付金についてのご質問にお答えいたします。

地方創生臨時交付金につきましては、都道府県、市町村ごとに、その交付限度額というものが国から示されるものでございまして、この金額は当該団体の人口や事業所数、それから新型コロナウイルス感染症の感染状況や財政力指数などを根拠に算出されております。当町につきましては、今年度これまでにご覧の1億8,096万1千円が交付限度額として提示されまして、その全額について歳入の予算措置を行ったものであります。

振り分け先、どういった事業にということでございますけれども、この交付金の交付目的といたしましては、昨年までと同様に新型コロナウイルス感染症に対する感染症対応、それから地域経済の対応に加えまして、今年度から新たにコロナ禍におけるエネルギー価格高騰、物価高騰対応といったそういった趣旨も加えられているところでありますので、新型コロナウイルス感染症の予防、それから拡大防止に資する事業のほか、経済対策、物価高騰対応としまして「さかきのお店応援券事業」、それから中小企業の事業継続、農業者の資材価格高騰対応、それから子育て世代物価高騰支援などの町独自事業の財源として、それぞれ充当したものでございます。

13番（塩野入君） まず、5ページの第2表の債務負担行為であります。これは一般廃棄物の収集運搬等業務、限度額4,900万円、限度額4,900万円とした内容ですね、算出した内容をお聞きします。

それから、4年度の入札参加は何社でしたでしょうか。そして、この入札方法。これは一般・指名、どんな方法でやりますか。

それから、これは4月1日から始まるんですが、これから4月1日に向けた作業の日程といえますか手順ですね。それをお聞きしたいと思います。

それから、その下の第3表、地方債補正ですが、これは緊急自然災害防止対策事業債ということで、充当率100%、交付税措置70%の比較的有利な起債というふうに思われますが、そう理解していいのかどうか、その辺。

それから、災害の発生、拡大防止の、これは地方単独事業です。据置期間は県から通知があると聞いているんですが、その辺、据置期間はどうなっているんでしょうか。その辺をお聞きいたしたいと思います。

それから、4ページの款18繰入金、項2、目1、節1基金繰入金、001財政調整基金繰入金、現在の基金残高をお聞きいたします。

それから、今度は歳出ですが、5ページ、款2総務費、項1総務管理費、目10業務管理費の10051光熱水費、これは役場庁舎全体の光熱費だということですが、524万5千円の歳出の根拠ですね、これをお聞きしたいと思います。

それと、町長が議案説明で、「昨今の原油価格・物価高騰等による公共施設等の光熱水費・燃料費に対して、4,039万円を増額」と、このように言っているわけですが、急激な価格の高騰による4,039万円の増額の影響をどう見ているのか、その辺をお聞きいたします。

それから、11ページです。款6農林水産業費、項2林業費、目2林業振興費、節14工事請負費、14001落石対策工事ですが、これは苧屋原の落石防止対策工事に係る増額費用ということですが、この工事内容ですね、それから660万円の算出の内容をお聞きしたいと思います。

それから、18ページ、款10教育費、項4社会教育費、目3図書館費、節14工事請負費、14005施設等改修工事、これは図書館屋根の塗装・防水工事と伺っていますが、現場を見てみたら、これはフラットで、下からはちょっと上の様子が見えないわけですが、現場はどのような状況でしょうか。そして995万と、これは1千万円近くの大きな予算ですが、この予算計上の内容についてお聞きします。以上。

住民環境課長（竹内君） 私からは、5ページの債務負担行為の内容についてお答えをいたします。

まず、債務負担行為の内容としまして、一般廃棄物収集運搬等業務につきまして限度額を4,900万円とし、合計19件の業務を予定しております。業務の内容としますと、各家庭などから排出される雑排水浄化槽汚泥処理業務委託、また、可燃物・不燃物及び缶等資源物の収集・運搬業務委託、また指定袋の製作業務などがございます。

入札の業者数であります。令和4年度におきましても、指名競争入札を実施しており、主な業務で申し上げますと、指名業者数は可燃物等収集運搬業務が5社、資源物等収集運搬業務につきましても5社、また、指定ごみ袋製作業務につきましても5社でございます。

次に、入札の方法につきましては、実績のある事業者などから指名競争入札、また事業内容

によっては随意契約を予定しているところでございます。

4月1日に向けた作業手順といたしましては、債務負担行為をお認めいただきましたら、早速業者選定及び入札を行って、新年度、業者と委託契約を締結し、4月1日からの一般廃棄物収集運搬等の業務が円滑に実施できるよう進めてまいります。

財政係長（宮嶋君） 5ページ、第3表地方債補正についての質問にお答えします。

緊急自然災害防止対策事業債につきましては、地方単独事業として緊急に自然災害を防止するために行う事業の財源として活用できる地方債でございます。ご質問のとおり、事業費に対する起債の充当率は100%で、交付税措置率は70%となっております。

補正前の3,280万円につきましては、据置期間2年、償還期限10年で協議し、8月に県から地方債協議に係る同意について通知がされておりますことから、増額分を含めて同様の設定になるものと見込んでいるところであります。

続きまして、4ページ、款18繰入金、財政調整基金の基金残高についてお答えします。

今議会に計上した5,337万7千円の繰戻しを含めまして、25億3,017万2千円でございます。

総務係長（瀬下君） 私からは、歳出5ページ、款2、項1、目10業務管理費の光熱水費のご質問にお答えいたします。

まず、役場庁舎全体の光熱水費524万5千円の根拠でございますけれども、燃料価格の高騰等の影響によりまして、主に電気代に関しまして電力単価が年度当初と比較いたしまして、基本料金で約3倍、また従量分の使用料としまして3割ほど引き上がっているといった状況がございます。加えまして、電力をつくり出します燃料調整費、こちらのほうも現在上がっておりまして、今後もさらに引き上がっていくことが想定されるところでございます。

補正額の算出といたしましては、今後、来年3月までの電力量を昨年度並みのものと見込みまして、引き上げられました単価、こちらを勘案しまして試算したところでございます。

試算によりまして、年間の電気代でございますが、昨年度と比較しまして2.3倍ほどというところで見込まれまして、庁舎全体の節電に取り組んでいくといったところでございますけれども、今回補正をお願いしたところでございます。

それから、町長の議案説明の中で、公共施設の光熱水費、それから燃料費について4,039万円の増額をということで、そちらの影響をどう見ているかといったことでございますけれども、昨今のロシアのウクライナ侵攻ですとか円安、それから物価の高騰等によりまして、エネルギー価格が高騰しているところでございます。これに伴いまして、国内の電力会社の経営が厳しいといったところで、相次いで料金の引上げを行っているところでございます。ただ、行政運営を行っていく上で、業務上欠かせないものでございますので、使わざるを得ないといったところがございます。

先行きの見通しも難しいところではございますけれども、急な値上げであります、対応せざるを得ないといった状況でございます。長期化によります財政への負担、影響が大変懸念されるところでございますけれども、職員全体で節電を意識していく中で、できる限り使用電力も抑えてまいりたいと考えているところでございます。

商工農林課長（竹内君） 11ページ、町有林管理事業の落石対策工事の内容についてお答えいたします。

工事内容としましては、工事施工箇所の岩壁の上部で新たに浮き石が確認されたことに伴い、覆式ロックネット工による増工や浮き石周辺の樹木の伐採等による増工、またその施工に伴う大型重機への変更や進入路となります農道の補強工事による増工、そして、これら増工に伴い、しなの鉄道や中部電力との協議により、安全施設の設置を行うものでございます。

工事費の内訳としましては、覆式ロックネット工180平方メートルの増工と周辺の特種伐採に伴う費用で約380万円、大型重機への変更に伴う費用や重機進入路となる農道の補強工事の増工に伴う費用で約210万円、また、安全施設の設置に伴う費用で約70万円、計660万円となっているところでございます。

教育文化課長（長崎さん） 18ページ、款10、項4、目3図書館費の節14工事請負費の施設等改修工事の内容につきましては、昭和59年に建設され38年が経過した町立図書館の屋根及び雨どいの老朽化が進んでおり、建物の一部に雨漏りが見つかり、屋根等の修繕工事が必要となったため、施工に係る経費を計上したものでございます。

図書館の屋根の構造は寄棟屋根となっており、その屋根の板金部分に多数のさびやゆがみ、コーキングの劣化が認められ、また、屋根の雨水を処理する雨どいも老朽化が進み、さびや腐食による多数の穴やひび割れがあり、そこから建物内部に雨漏りが生じていることから、修繕を行うものでございます。

修繕工事の内容といたしましては、屋根部分の修繕は、発生しているさびの除去やひずみの修正、コーキングの再施工などを行った上で屋根の塗装を予定しております。雨どいにつきましては、図書館の屋根は大きく、屋根から流水する雨水も大量となるため、通常の住宅などのよりも大きく、幅1メートルほどのといが設置されております。この大型のといにある穴等の補修をし、防水シートを取り付ける工事を予定しております。

予算の中身といたしますと、塗装工事で480万円、防水シート取付工事で515万円を見込んでいるところでございます。

13番（塩野入君） まず、債務負担行為ですけれども、昨年の予算補正、4年度4、300万円で、この5年度分は600万円の増額を見込んでいるわけですね。増額の内容はどうなんでしょうか。それをちょっとお聞きしたいと思います。

それから、令和7年度を目標にした一般廃棄物の処理基本計画、この計画ができてい

すが、これは7年度なんです、これを見ると総排出量は、4年度4,717トンから5年度は4,695トン、1人1日当たりの排出量が923グラムから920グラムにそれぞれ減少する、こんなふうに基本計画ではなっているんですが、今度は多くなっている。その辺の基本計画との絡みはどう見ているのでしょうか。その辺をお聞きしたいと思います。

それから、財政調整基金の関係ですけれども、5,337万7千円、今回は繰り戻されています。その主な原因ですね。これは多分、地方創生臨時交付金の関係が主だと思いますが、その関係。それから、そのほかにもあるのかどうか、その辺の繰り戻された内容についてお聞きしたいと思います。

それから、歳出のほうで業務管理費ですけれども、今、脱炭素、カーボンニュートラルに向けた役場の木質ペレットボイラー、これは光熱水費の費用抑制に役立っているというふうに思うんですが、その影響、効果のほうはどうなんですか。お聞きいたします。

それから、11ページの落石対策の関係ですが、これを調べてみると、当初予算で1,200万円、そして6月補正でさらに1,772万2千円、また今回660万円、追加予算をやたらやっているんです。やたらというか加えているんですね。これは見積りがどうなんですか。今聞くと、浮き石とそれから安全施設等の管理ということですが。その辺がどうなんですかね。2回も補正をしている状況をお聞きしたいと思います。

それから、図書館の関係ですけれども、屋根と雨どいと今お答えがありました。どのような手順でこれからこれをしていくのか、その工期ですね。それから、冬場の屋根工事になるんですが、零下であったり落雪など、時期的に問題がないのかどうか。その辺をお聞きいたします。以上。

住民環境課長（竹内君） 債務負担行為についての再質問にお答えいたします。

債務負担行為の総額について、昨年総額で4,300万円に対して、今回4,900万円と600万円の増額の理由でありますけれども、指定袋の作成に係る材料及び原油高及びガソリン代など輸送費増加に伴う価格の高騰が主な理由となっており、今回、債務負担行為に盛りました。全般的に増額となっている状況であります。

また、サンデーリサイクルにつきましては、利用者の増加に伴い取扱量も増加していることから、新たに人員1名、運搬車両1台分の費用も増額して対応させていただきたいと考えております。

また、契約件数につきましても、昨年の10件から今回12件と2件増えております。この2件は、プラスチック製容器包装収集用袋の作成委託業務と資源物リサイクルボックス収集委託業務であります。この二つの業務は、これまでも毎年実施しているところでございますけれども、年度当初から業務が実施できて円滑に業務が進むよう、この2件も加えて対応させていただきたいというふうに考えております。

大変失礼いたしました。もう一つのご質問でございますけれども、坂城町一般廃棄物処理基本計画には、総排出量が令和4年度から5年度にかけて減少の予測を立てておりますけれども、基本計画との絡みをどのように見ているかのご質問でございます。

債務負担行為の総額が増額となりました理由は、先ほど申し上げましたとおり、指定袋の作成に係る材料の原油高及びガソリン代の輸送費増額に伴う価格の高騰などが主な理由であり、ごみの排出量の増加を見込んでいるものではございません。町といたしましては、この基本計画に沿い、引き続きごみの減量化、資源化の目標達成に向けて啓発等に取り組んでまいりたいと考えております。

財政係長（宮嶋君） 再質問についてお答えいたします。

財政調整基金への繰戻しの主な原因につきましては、先行して実施した新型コロナ対策や物価高騰支援関連の事業の財源について一般財源で充当してまいりましたが、地方創生臨時交付金の交付額がほぼ確定したことにより、この交付金を財源として充当したことが要因でございます。

総務係長（瀬下君） 私からは、歳出5ページ、款2、項1、目10業務管理費の再質問といたしまして、役場の木質ペレットボイラーの影響効果といった再質問にお答えいたします。

こちらの木質ペレットボイラーにつきましては、スマートタウン構想の一つといたしまして、主にCO₂の排出抑制を目的といたしまして、平成25年度に導入したところでございます。

冬の暖房の際に、灯油ボイラーと並行いたしましてペレットボイラーを利用しているところでございまして、導入によりまして、灯油価格の変動に対応できるほか、使用料の抑制にもつながっているところでございます。

費用的な面といたしましては、灯油価格が高騰している現在のところ、費用的にもメリットとしましては、今年度につきましては、年間約10万円程度の抑制を見込んでいるところでございます。

商工農林課長（竹内君） 11ページ、落石対策工事についての再質問にお答えいたします。

落石対策工事につきましては、当初落石対策工事を計画した際には、せり出した岩壁部分のみの対策を考え、鉄道沿いへの擁壁の設置及び岩壁下部へのサンドクッションの設置による待ち受け対策を計画し、当初予算にその費用1,200万円を計上いたしました。

その後、せり出した岩壁の詳細調査を実施したところ、周辺の岩壁においてもクラックの入った岩の塊や浮き石など、崩落の危険性がある岩が点在していることが判明し、その対策が必要となったことから、直接せり出した岩の塊はワイヤで固定し、岩の塊を含む岩壁全体をロックネットで覆ってしまう発生源対策に計画を変更し、その費用として1,772万2千円を6月議会において補正予算計上をいたしました。

今回、工事を進める中で、新たに岩壁の上部にも浮き石が点在することが判明し、落石した

際には、しなの鉄道まで到達するおそれがあることが確認できたことから、覆式ロックネット工を増工して上部の浮き石対策を講ずる必要が出てきたものでございます。

今回の工事箇所が落石の危険性をはらんだ岩壁ということもあり、設計に伴う詳細調査の際は、ドローンにより撮影をした画像や目視により状況を確認し、対策を検討してきたところでございますが、現场上部に樹木が生い茂った状況において、ドローンで撮影した画像では細部まで確認できなかったこと、また、現場が断崖絶壁であるということで、調査する人が近寄っての調査が難しかったことなどから、現場を進めながらの状況把握となったものでございます。

教育文化課長（長崎さん） 図書館修繕工事についての再質問にお答えいたします。

修繕工事の手順といたしましては、予算をお認めいただいた後、来年1月中には修繕工事の請負業者を選定し、2月頃には修繕工事に着手してまいりたいと考えております。

工期につきましては、冬期間の降雪なども考慮する中で、施工期間をおよそ1か月から2か月程度と見込み、工期を3月までとして実施してまいりたいと考えております。

また、冬場の屋根工事で時期的に問題はないかのご質問ですけれども、冬期での工事となることから、積雪などを考慮する中で、施工期間をおおむね2か月間としております。また、現場を確認した業者からも、時期的に問題なく施工ができるとお聞きしているところでございます。

11番（吉川さん） 歳出について、2点お願いいたします。

まず、ページ5ページの款2総務費、項1総務管理費、目6企画費、温泉管理事業の節18負担金補助及び交付金、18025持続化負担金2、740万円についてお聞きします。これは湯さん館の補助ですが、この内容についてと、今までに地方創生臨時交付金をかなり充当しておりますが、今までの内訳についてお聞きしたいと思います。

それともう1点は、13ページから14ページにかけての款8土木費、項5都市計画費、目4公園管理費の節14工事請負費、説明の14001、バラ公園施設整備工事140万8千円ですが、この内容についてお聞きします。

以上2点、お願いいたします。

企画調整係長（宮下君） まず、歳出5ページ温泉管理事業の持続化負担金の算出根拠でございますけれども、今年度実施したびんぐし湯さん館の改修工事に伴いまして、施設の休館ですとか、また利用制限などを行ってきたところでございます。こうしたことが指定管理者の営業に制限をかけまして、収益機会を喪失した分といたしまして1,140万円、それと、先ほど総務係長からも今年度の燃料価格高騰の状況の話がありましたけれども、そうした燃料価格高騰によります光熱費の増加分、価格上昇の差分に対する支援として1,600万円を計上しているところでございます。

営業制限分につきましては、休館中においても発生する固定経費など、人件費ですとか水道

光熱費ですとか法定福利費などがございますけれども、そういったものの積み上げによるものでございます。

また、燃料価格高騰分につきましては、価格の高騰が生じている電気、灯油、ガスにつきまして、価格高騰前の令和2年、令和3年の平均の単価を用いて、令和4年度に実際に使用した使用量から算出した額、価格が高騰していなければこの価格であったという額と令和4年度に実際に支出された額、その差額について計上しているものでございます。これまで、もう既に支払いが済んでいる分につきましては、実績で。また、以降につきましては、見込みで算出をしているものでございます。

また、温泉持続化負担金といたしまして、これまでに支援した額でございますが、令和2年度には4,300万円、令和3年度には3,700万円を支援したところでございます。いずれもコロナ前と比較した当該年度の売上の減少額の2分の1について支援を行ったものでございます。

これらの支援と併せまして、指定管理者であります町振興公社における経費削減等の自助努力によりまして、温泉施設の運営を持続させることができたところでございます。

建設課長（関君） 13ページから14ページにかけましての花と緑のまちづくり事業の中のバラ公園施設整備工事についての内容のご質問をいただきました。

まず、バラ公園の園内にはガードレールがありますが、バラ公園内のガードレールにつきましては、景観を配慮した中で木製のガードレール等を使用しております。経年劣化もございまして、腐食による傷みがありますので、そちらの交換を実施したいという内容。

それからもう一つ、昨年、坂城高校の授業の一環で行われました筑波大学とのまちづくりシンポジウムが開催されました。その中で、6月に咲くバラ公園、バラは6月に咲きますので、祝福のバラ公園ということでPRして、記念撮影ができるスポットづくり、ベルアーチ等を設置したらどうかというご提案があったところでございます。

このご提案につきましては、撮影スポットを設ける中で、バラ愛好家の皆さんをはじめとしまして、若い世代の皆さんを含めて、SNS、そういったものを利用して、不特定多数の方へ情報発信できる可能性もありますので、そういったものを利用して、さかき千曲川バラ公園、また、ばら祭り、こういったものが宣伝できればというように考えておりまして、設置に係る費用を計上させていただいたものでございます。

11番（吉川さん） ただいま答弁いただきました。まず、湯さん館ですが、コロナ発症後、売上の2分の1として、これまで合計で8千万円、1億に近い金額を地方創生臨時交付金を活用して補助していただきました。

今のお話の中で1点、今までの分と今後の燃料高騰ということで1,600万円を組んでいらっしゃるんですが、今後の中で一番多く見積もっているのはどれでしょうか。先ほどは電気、

ガス、灯油ということでしたが、その点が1点。

本当に今回リニューアルをしていただいたわけです。今回、レストランの拡張と広いテラスができたということで、本当に素晴らしい景色が自慢の温泉です。温泉も大事なんですが、私も先日レストランを利用させていただきました。ここを使つての人流を生む大事なスポットになっていくと考えますが、現在、食事についての新メニューのようなものは検討され、またはもうつくられているのでしょうかということ。

もう1点、ホームページについてですが、新たなテラスや売場の改善、また新たなキッズコーナーなど、大きくリニューアルをいたしました。既に1か月が過ぎようとしておりますが、ホームページ上は刷新された様子がないのですが、ホームページのリニューアルについてはどのように検討され、刷新する予定があるのでしょうか。その点についてお聞きします。

それともう1点、先ほどの大変うれしい話で、筑波大学と坂城高校生の発案で、新たなアーチとベルというモニュメントを創るということで、恋人の聖地のイメージの場所をつくっていただけるということで、素晴らしいことだと思います。私も長野県内を何か所か調べましたが、バラ公園というのは初めてじゃないかなと思います。

今後完成した際には、大いにバラ公園の、ほかのところは幸せの鐘と発信しているわけですが、これを発信をしていただきたいんですが、1点として、設置する場所については、先ほどもお話がありました。SNSで本当にいい場所、ここの選定が大事になってくるわけですが、現時点では、おおよそその場所については決定しているのでしょうか。その点と、完成は今年度中を目指していると思いますが、例えば来年のばら祭りの際には、このベルについての何かイベント的なことはもうお考えになっているのでしょうか。

この2点についてお願いいたします。

企画調整係長（宮下君） 再質問にお答えいたします。

先ほど、価格高騰分といたしまして、1、600万円の中での一番高いものということですが、一番大きい割合を占めているのが電気代でございます。これがおおむね1、100万円弱となっております。

また、食堂の新メニューということもございますけれども、湯さん館の指定管理を受けて運営を行っている振興公社におきまして、リニューアルオープンに併せて、期間限定メニューの提供ですとか、複数の新メニューの提供を行っているところでございます。また、今後も食堂をご利用の皆さんに楽しんでいただけるよう、新メニューの開発に取り組むというふうに伺っております。

また、併せてホームページのリニューアルの検討はということですが、こちらも運営を行っております町振興公社において、ホームページの改修に向けまして内容の調整等を進めているようではあるんですが、一部専門業者への作業依頼を要する箇所などもありまして、準備が整

い次第公開すると伺っているところでございます。

建設課長（関君） 先ほど、ベルアーチの再質問をいただきました。まず、場所をどう考えているかということでございますが、設置場所の考え方につきましては、さかき千曲川バラ公園内、広く来園の皆さんに楽しんでいただきたいというふうに考えています。そうした中で、オーナーバラ園ですとか、また、ばらサミットの記念植樹、またモニュメントの設置場所、そういったところにも広く多くの皆さんに足を運んでいただきたいという考え方が、まず1点あります。

そうした中で、鑑賞ルート、それから周辺の風景、そういったものを含めて、効果的な撮影場所、可能な場所を考えていきたいのと、それから提案をいただきました坂城高校のほうにも、こういった場所でどうだろうかというようなことも相談しながら設置してまいりたいというように考えております。

工期につきましては、今回補正させていただきました年度内の完成を目指して設置ができればというように考えておりますので、来年の第18回になりますけれども、ばら祭りの前には完成させたいという思いでございます。

そういった中で、より多くの皆さんにご来場いただけるよう、今年度は非常に多くのコロナ対策、様々な対策をする中で多くの皆さんにご来場いただきました。そういった中で、開催していく実行委員会、こういったところと検討していきたいというように考えております。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第17「議案第64号 令和4年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第18「議案第65号 令和4年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

議長（小宮山君） 次に、追加議案の審議に入ります。

追加日程第1「発委第4号 インボイス制度の見直し、実施延期を求める意見書について」から追加日程第3「発委第6号 畜産経営を継続するための対策を求める意見書について」までの3件を一括議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（小宮山君） 朗読が終わりました。

次に趣旨説明を求めます。

8番（栗田君） 私からは、まず、発委第4号「インボイス制度の見直し、実施延期を求める意見書について」趣旨説明を行います。意見書の朗読をもって、趣旨説明に代えさせていただきます。

令和5年10月から、適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入され、これにより、消費税における仕入税額控除の要件が、現在の「区分記載請求書等の保存」から「適格請求書等の保存」に見直される。

消費税課税事業者は免税事業者が発行する請求書等では仕入税額控除ができなくなり、その結果、免税事業者との取引分だけ消費税納税額が増加することになる。消費税課税事業者が納税額の増加を避けるためには、取引相手の免税事業者に対して、「仕入税額控除できない分の値引き」「課税事業者（適格請求書発行事業者）への転換」「取引の終了」を求めることが想定され、逆に、消費税の免税事業者は取引相手の課税事業者からこれらの対応を求められる。

免税事業者は全国に約500万者存在し、取引を行う課税事業者とともに地域の経済や雇用を支えており、インボイス制度の導入は小規模事業者の経営とその従業員や家族をも含めた生活に多大な影響を及ぼすことになる。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大やロシアによるウクライナ侵攻の影響等により経済情勢が悪化しており、さらにインボイス制度自体の周知も遅れている。

国会及び政府におかれては、こうした事業者を取り巻く状況を十分に考慮のうえ、下記の事項を講じられるよう強く要請する。

記

- 1 インボイス制度を見直し、小規模な課税事業者の納税額増加や免税事業者が値引きの強要や取引からの排除等の影響を受けないような仕組みにすること。
 - 2 新型コロナウイルス感染症の拡大やロシアによるウクライナ侵攻等により、経済情勢が悪化しており、インボイス制度の周知も遅れていることから、当面は制度導入を延期すること。
- 以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

議長（小宮山君） 続いて、趣旨説明を求めます。

10番（滝沢君） 私からは、発委第5号「安全・安心の医療・介護実現のため、人員増と処遇改善を求める意見書について」趣旨説明を行います。意見書の朗読をもって、趣旨説明に代えさせていただきます。

新型コロナウイルスの感染拡大により、入院が必要にもかかわらず入院できない「医療崩壊」や、介護を受けたくても受けられない「介護崩壊」が現実となった。これは、感染対策の

遅れはもちろんのこと、他の先進諸国と比べても圧倒的に少ない医師や看護師、介護職員や保健師の不足が原因である。

人手不足が長年続いている状況を解消するためには、OECD（経済協力開発機構）加盟国平均以下である看護師の賃上げなど、ケア労働者の処遇改善を早急に行う必要がある。

また、連続16時間働き続けなくてはならない過酷な長時間夜勤や、寝る間もない極端に短い勤務と勤務の間隔などを解消するためには、労働時間規制を含めた実効ある対策が必要であり、一刻の猶予も許さない喫緊の課題である。

毎年のように発生する自然災害時の対応や新たな感染症に備えるためにも、平常時から必要な人員体制の確保を国の責任で行い、対策の中心となる公立・公的病院や保健所の拡充などの機能強化を図ることを強く求める。

よって、安全・安心の医療・介護の実現のため、下記の事項について国会及び政府に対し要望する。

記

- 1 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護職員などの配置基準を抜本的に見直し、大幅に増員すること。また、安定した人員確保のためにも、ケア労働者の賃上げを支援すること。
- 2 医療や介護現場における「夜勤交替制労働」に関わる労働環境を抜本的に改善すること。
 - (1)労働時間の上限規制や勤務間インターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設け、実効性を確保するための財政的支援を行うこと。
 - (2)夜勤交替制労働者の週労働時間を短縮すること。
 - (3)介護施設や有床診療所などで行われている「1人夜勤体制」をなくし、複数夜勤体制とすること。
- 3 新たな感染症や災害に備えるため、公立・公的病院を拡充・強化し、保健所の増設など公衆衛生体制を拡充すること。
- 4 患者・利用者の負担を軽減すること。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願いを申し上げます。趣旨説明といたします。

議長（小宮山君） 次に、趣旨説明を求めます。

8番（栗田君） 続いて、発委第6号「畜産経営を継続するための対策を求める意見書」について趣旨説明を行います。意見書の朗読をもって、趣旨説明に代えさせていただきます。

コロナ禍とロシアのウクライナ侵略、円安、気候危機などにより、原油、穀物、飼料、肥料原料などの価格が高騰し、畜産農家・業者の経営はかつて経験したことがない深刻な事態に直面している。

政府は、畜産農家・業者に対し、配合飼料価格制度や飼料価格高騰緊急対策事業により補填金の交付を行っているが、現行の制度では価格高騰分の一部しか補填されないため、経営を維持、継続することは極めて困難な状況となっている。

畜産農家・業者は、国民に安全安心な畜産物を安定供給するため、日々、家畜の世話に汗をかき、農業生産に懸命に取り組み、食料供給と地域経済を支えている。

畜産農家・業者の経営継続のため、下記の事項について、国会及び政府に対し要望する。

記

- 1 畜産危機を打開するため、従来の枠組みにとらわれない抜本的な対策を行い、飼料高騰分の全額を補填すること。
 - 2 飼料を外国に依存するのではなく、国内で自給できるようにするための施策を展開すること。
- 以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます、趣旨説明といたします。

議長（小宮山君） 趣旨説明が終わりました。

ここで議案調査のため、10分間休憩いたします。

(休憩 午前11時26分～再開 午前11時36分)

議長（小宮山君） 再開いたします。

◎追加日程第1「発委第4号 インボイス制度の見直し、実施延期を求める意見書について」
「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、賛成多数により）可決」

◎追加日程第2「発委第5号 安全・安心の医療・介護実現のため、人員増と処遇改善を求める意見書について」
「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎追加日程第3「発委第6号 畜産経営を継続するための対策を求める意見書について」
「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、賛成多数により）可決」

◎追加日程第4「閉会中の委員会継続審査申し出について」

議長（小宮山君） 各委員長から、会議規則第75条の規定による閉会中の委員会継続審査、調査の申出がありました。

お手元に配付のとおりであります。

各委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査、調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（小宮山君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査、調査とすることに決定いたしました。

た。

議長（小宮山君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

ここで町長から閉会の挨拶があります。

町長（山村君） 令和4年第4回坂城町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

12月5日に開会されました本定例会は、本日までの12日間ご審議をいただきました。

提案をいたしました専決報告、契約の締結、広域連合・一部事務組合の規約の改正、条例の制定及び一部改正、一般会計及び特別会計補正予算と、全ての議案につきまして原案どおりご決定を賜り、誠にありがとうございました。

さて、新型コロナウイルスのワクチン接種につきましては、現在流行の主流となっているオミクロン株に対しまして、従来ワクチンを上回る効果が期待されているオミクロン株対応ワクチンの接種を、1・2回目の初回接種を完了してから3か月以上を経過した12歳以上の方を対象に実施しております。

年内は、文化センター大会議室を会場とした集団接種を24日まで実施しておりますので、安心して年末年始をお過ごしいただけるよう、早めの接種をご検討いただきますようお願い申し上げます。

県内には現在も「医療非常事態宣言」が発出されております。町民の皆様におかれましては、引き続き手指消毒や換気をはじめとする基本的な感染防止対策を、改めて徹底していただきますようお願いいたします。

さらに、この冬は、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行が懸念されております。町で助成を行うインフルエンザの予防接種につきましては、接種期限が来年1月末までとなりますので、こちらも、早めの接種をお願いいたします。

さて、先週10日、坂城テクノセンターにおきまして「第29回ライフ・ステージエコー」が開催されました。

今回は、「世界最小の管弦楽団 アンサンブル・ヴィータ」八重奏団として8名の奏者をお招きし、映画音楽を中心に演奏していただきました。コロナ禍により、人数を制限させていただきましたが、ご来場いただきました皆様には大変ご好評をいただいたところであります。

また、昨日夕方、「まちづくり坂城」の皆さんによる坂城駅前のイルミネーションと、169系電車のライトアップの点灯式が行われました。このイルミネーションとライトアップは、共に1月15日まで行われる予定となっておりますので、冬の澄んだ空気の中で輝くカラフルなイルミネーションとライトアップをお楽しみいただきたいと思います。

さて、これから、新年度の当初予算の編成作業に入ります。

令和5年度は、統一地方選挙を控えておりますので「骨格予算編成」となります。

5年度の歳入見通しにつきましては、国の地方財政計画が不透明な中、地方交付税について、総務省の概算要求ベースで0.8%、1,400億円の増額となっております。また、町の基幹財源である町税につきましては、町内企業の経営状況調査などから、コロナ禍からの持ち直しが見込まれるところでありますが、感染症の再流行やウクライナ侵攻の長期化に伴う物価高騰、円安の動向など、様々なリスク要因もあり、状況を慎重に注視する必要があります。

一方、歳出につきましては、骨格編成となりますので、義務的経費や経常的経費など、必要最小限の経費を計上する予算編成となりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

さて、年の瀬を迎え、慌ただしい季節であります。

昨日、15日から31日まで、警察、防犯指導員、千曲交通安全協会、交通指導員などの皆様と連携し、防犯、交通安全の啓発を強化する年末特別警戒及び交通安全運動が実施されております。

年末年始は、犯罪や交通事故が増加する時期であり、引き続き、犯罪被害や交通事故、飲酒運転の防止に向け、さらなる啓発活動に取り組んでまいります。

また、28日から30日までの3日間、町消防団による歳末特別警戒が行われます。コロナ禍の中、夜間の警戒・巡視に当たっていただく消防団の皆様には深く感謝を申し上げます。

町民の皆様には、「電話でお金詐欺」などの犯罪や交通事故の被害に遭わないよう一層のご注意をお願いいたしますとともに、火の取扱いには十分注意されますよう重ねてお願い申し上げます。

さて、来年、令和5年は、十干十二支の「癸卯」（みずのと・う、きぼう）の年であります。

十干の「癸」（き）の字には、物事を「はかる、取り仕切る」という意味があります。

一方、十二支の「卯」（う）は、冒（おかす）ですとか、陽気の衝動といった意味のほか、門を開いたような字の形から天門が開いて万物が繁茂するという意味を持っております。

こうしたことから、癸卯（きぼう）の年は、万事、正しく筋を通していけば繁栄に向かうが、これを誤ると紛糾し動乱する意を含んでいると言われております。

令和5年、癸卯（きぼう）の年につきましては、万事、正しく筋を通し、物事の根本、原則をしっかりと認識し、実践し、着実な発展、繁栄に向かう努力を続けることが大切な年であります。

しかしながら、これを怠れば、国際秩序の一層の混乱や、一昨年来の新型コロナウイルス感染症のさらなる拡大など、大混乱、大紛糾、大動乱が継続して起こることも考えられます。

癸卯（みずのと・う、きぼう）の年が、願い望む「希望」のかなうよき年になるよう、全員で努力、実践することが求められております。

しっかりと強い覚悟を持ってスタートを切りたいと思います。

さて、年明けの事業につきまして、元旦には、1年間の健康を願う恒例の「第52回元旦マラソン大会」を、小学生の部、一般の部、親子ペアの部の三つのクラスで、参加者を町内在住の方に限定するなど、新型コロナウイルスの感染防止対策を行い、開催する予定であります。各クラスとも定員を設定しての開催となりますが、町民の皆様のご参加をお待ちしております。

1月4日から6日には、新年への願いを込めて書かれた書き初めを展示する「書初め展」を、文化センターを会場に実施いたします。体育館の改修工事のため、席書大会は行わず、展示のみを行うこととしたところであります。こちらも皆様のご参加をお待ちしております。

また、毎年1月4日に開催しております新春賀詞交歓会は、コロナ禍の状況を踏まえる中で、感染対策の徹底と人数制限などを行い開催する予定であります。町内企業の皆様が気持ちを新たに、協力、連携し、さらなる発展と飛躍の年になるよう願うところであります。

また1月22日には、新春を飾る町消防団出初式が挙行されます。防火、防災への新たな決意の下、逆木通りでの街頭行進に続いて、文化センターにおいて、日頃の消防活動などにご尽力いただいた方々を表彰する式典を予定しております。こちらも参加人数を限定するなど、感染対策を行っての開催となりますが、ご理解をお願いいたします。

また、2月8日には、リーダー・ビジネス研究所代表の川村真二さんをお招きしまして、坂城テクノセンターを会場に新春経済講演会を開催いたします。

今年発行いたしました「平成の産業史」に掲載されている町の企業経営者をはじめ、数々の企業経営者への聞き取りや交流で得た知見を基に、持続的な企業発展に向けて「これからの坂城町企業・リーダーのあり方」と題してご講演をいただく予定でありますので、大勢の皆様にご聴講いただければと思っております。

コロナ禍の中、これまで多くの行事を中止してまいりましたが、感染対策の徹底や開催方法を工夫しながら、可能なものは積極的に開催していきたいと考えております。

さて、先日、13日の一般質問で、朝倉議員さんから、来年4月に予定されている統一地方選挙における「町長選への出馬の考えは。」とのご質問をいただきました。その場では、4期目の出馬は大変重い意思決定となりますことから、いろいろな方のご意見をいただき、また、ご相談させていただく中で、議会最終日、本日ではありますが、方向性をお示ししたいと申し上げました。

先日もお話しさせていただきましたが、次の4年間は「第6次長期総合計画」に掲げた多くの施策や、その実現に向けた新たな取組が形づくられる大変重要な時期となります。

また、町民待望の18号バイパスやインター先線の工事も完成の時期を迎え、インター線については18号バイパス接続に向けた、新たな事業区間の着手も進めていただく重要な時期であります。

公共施設につきましても、幅広い年代の町民が集う新複合施設が具現化し、デジタル化の進展とともに、次世代につながる大変重要な4年間と認識しております。

今日までいろいろな方のご意見をいただき、ご相談もさせていただく中で、多くの方々から励ましの言葉をいただきました。その多くは、「これまで実現したのもたくさんあるが、スタートしたばかりの第6次長期総合計画をはじめ、同時に動き出した様々な計画の実現に向けて、継続して責任を持って次の4年間も頑張れ。」というものであり、誠にありがたいお話であります。

本日、令和4年第4回定例会最終日におきまして、私は、多くの皆様のご声援をいただく中で、来年4月の統一地方選挙におきまして坂城町長選挙に出馬することの意思表示をいたします。

本日、ここにおられる議員各位におかれましても、種々思いをお持ちのことと存じます。でき得るならば、皆様と一緒に手を携えて、次の4年間「輝く未来を奏でるまち」を目指して頑張りたいと思っております。

最後に、昨年が続いて新型コロナウイルスを意識しての年末年始を迎えることとなります。議員各位におかれましても、健康に十分留意され、新しい年をお迎えいただきますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（小宮山君） これにて令和4年第4回坂城町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 午前11時52分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議長 小宮山 定彦

坂城町議会議員 朝倉 国勝

坂城町議会議員 滝沢 幸映

坂城町議会議員 吉川 まゆみ

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議長

坂城町議会議員

坂城町議会議員

坂城町議会議員